

精神障害者保健福祉手帳の 郵送申請受付を開始します

各区の福祉保健センター窓口で申請を受け付けている精神障害者保健福祉手帳ですが、10月からは窓口に加え、郵送での申請受付を開始します。（手帳の交付（お渡し）については、従来どおり区役所で行います。）

あわせて、精神障害者保健福祉手帳に関する電話でのお問い合わせにも対応します。

「精神障害者保健福祉手帳」とは・・・

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。

精神障害の程度により等級が1～3級まで分かれており、申請が認定されると、それぞれの等級に応じた支援制度が利用できます。詳細は、手帳の交付時に、区役所窓口で個別にご説明しています。

1 開始時期

令和元年10月1日（火）から受付開始

2 対象となる手帳

精神障害者保健福祉手帳

※ 自立支援医療（精神通院医療）はこれまでどおり郵送受付が可能です。（現在設置している精神通院医療事務処理センターの機能を拡充し、精神通院医療・手帳事務処理センターを委託により設置します。）

3 申請の流れ

ホームページを確認して、申請書をダウンロードします。

必要な提出書類を確認して、書類を準備します。

切手を貼った封筒で、申請書類一式を郵送します。

お渡しの準備ができ次第、区役所からご連絡します。窓口までお越しください。

お問合せ先

健康福祉局障害福祉部障害企画課精神保健福祉推進担当課長
（兼 こころの健康相談センター担当課長） 榎本 良平 Tel 045・671・4258

令和元年10月から

精神障害者保健福祉手帳が 郵送申請できるようになります!

これまで精神障害者保健福祉手帳の申請手続きは区役所窓口でのみ受け付けていましたが、郵送でも行うことができるようになります。

ぜひご活用ください。

※精神障害者保健福祉手帳の交付(お渡し)は、従来通り区役所窓口でのみ行います。
※精神通院医療・手帳事務処理センターでは、直接来庁された方の申請は受け付けておりません。

自立支援医療(精神通院医療) + 精神障害者保健福祉手帳 >> 郵送での同時申請も可能になります!



《申請の流れ》

1 ホームページを確認

ホームページから申請書をダウンロードできます。ホームページを見られない場合は、ポスター下部に掲載しているところの健康相談センターにお問い合わせください。



横浜市 精神 手帳 検索

2 必要な提出書類を準備

郵送申請に必要な提出書類は、ホームページに詳しく記載してありますので、ご確認ください。



3 切手を貼った封筒で、申請書類を送付

郵送による申請の適用日(開始日)は、精神通院医療・手帳事務処理センターでの受付日となります(郵便の差出日ではありません)。日数に余裕を持って申請してください。



送付先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1
横浜市健康福祉局 精神通院医療・手帳事務処理センター 宛

令和元年10月から
受付開始します

お問い合わせ 横浜市健康福祉局 こころの健康相談センター

☎045-671-4455 FAX 045-662-3525 受付時間 / 9:00~17:00 (土日祝日・休日・年末年始を除く)